

じっきょう 家庭科資料

(通巻 56号)

みんなで家庭科を

No. **41**

巻頭

“君たちが将来、無年金者にならない為に”

もくじ／

“君たちが将来、無年金者にならない為に” 高校生対象「年金教室」の実践報告 ……………	1
終わりなき道 ……………	11
米粉を見直そう ……………	15
オリジナルレシピ集を使った自立型実習の実践 ……………	21

“君たちが将来、無年金者にならない為に” 高校生対象「年金教室」の実践報告

東京年金教育推進員 廣瀬 照夫

(1) はじめに

私は東京年金教育推進協議会に所属する者です。この度は高等学校の家庭科を担当される先生方へ、年金制度の仕組みについての情報提供の機会を与えていただきありがとうございました。

正直申し上げて、私は年金教育に関する知識も指導の経験もなかった門外漢でした。都立高校長や指導主事の経験があるということで、平成14年4月から東京社会保険事務局より年金広報専門員の委嘱を受けて以来、都内の高校を中心に年金教室の講義をさせていただいて参りました。

当初は事前に準備した指導内容を伝達するのが精一杯でした。生徒から予期しない質問が、例えば「国会議員の年金はどうなっているの?」とか、「外

国へ移住しても年金は貰えますか?」などの質問の時間になると、同行(介添)の社会保険事務局の専門官に丸投げの状態が続きました。

“君たちが将来、無年金者にならないように”の表題は、社会保険庁主催の全国から参加した年金広報専門員の研修会の折に、分科会の席で沖縄県の高校の先生から提案されたものです。以後、このキャッチフレーズを年金教室のメインテーマにしてきました。この研修会で他の道府県の年金教育はかなり進歩していることを知り、東京の担当としても追いつかねばと広報活動はもとより指導法等についてもあれこれと工夫を重ねるようになりました。基調講演をされた辻 哲夫先生(前・厚生労働事務官、この4月から福祉系大学教授)から、「公的年金制度は損得論だけで語ることなく…この制度の理念は“世



都立六本木高校・年金教室にて
「代間扶養」であり、社会保険方式が基本です」との趣旨を述べられております。

このところ、年金制度について基礎年金の財源論が世間の注目をあびていることはご承知のとおりです。税方式にしなければとか、社会保険方式を続けるべきだなどの議論がありますが、公的年金は憲法第25条による社会保障制度の一貫であり、社会連帯と自助努力の精神で成り立っていることを忘れてはならないと思っております。

(2) なぜ高校生に年金教育が必要なのか？

一昨年(2011年)の8月に中学・高校の先生方を対象の年金教育セミナーの折に、講師の成蹊大学経済学部の先生が、大学生の講義の中で、公的年金制度について質問をしたところ、出せ払いのできる学生納付特例制度のことも、大きな怪我をした場合に障害年金の給付があることなども知らなかった学生が多いのにに唖然としたとのことでした。そこで20歳になる前の高校生へ、年金制度の重要性についての指導の機会を是非ともつくって欲しいというお話がありました。

最近では年金記録漏れの問題をはじめとして、社会保険庁がらみの不祥事が後を絶たない中で、特に若者が年金制度に対する不信感を募らせていることは無理からぬことと思います。これらの不信や不満・不安は保険料の納付率に結びついています。社会保険庁によると、2006年度の国民年金保険料の納付率は55歳から59歳が80.5%です。これに対し、20歳から24歳代では56.6%と若年層がめだって低いのです。

また、ある高校の年金教室の折に、担当の先生から紹介を受けて講義に入る直前、後ろの座席の生徒から「じっちゃん、ばっちゃんのはなしかー！」の

声がかかりました。私は即座にそのとおりと反応した後に、「しかし君たちはあと2、3年後には全員が国民年金に加入の義務を負うことになるのですよ。しかも高校卒業後、すぐに就職する人は、20歳前であっても会社を通して厚生年金に加入し保険料を納入することになります。決して若者にも無縁のはなしではないのです。そして怪我の程度により障害年金の給付も受けられるのです」と、こんな導入の場面もありました。

いずれにしても、若者の世代は漠然とした不安・不信感を持つ人が多いと思います。

制度の意義だけでなく、負担や給付の見通し、さらには制度が持続可能かどうかを考え、見極める材料をも示すことができれば、結果として制度への理解・信頼を高めることになるのではないのでしょうか。

(3) 年金教室の展開例

もちろん担当の先生と十分に打ち合わせをしておきます。家庭科の場合は、50分×2(10分休み)で時間割は変更せずにクラスごとの授業が多いように思います。まれに家庭科と公民科の合同で行ったケースもありました。

当日の教材資料は、①副読本「20歳になる前に知っておきたい年金のはなし」(社会保険庁編集)、②ワークシート・公的年金のはなし(受講後に提出用として作成)、③事前・事後のアンケート、④その他関連記事～例えば話題の「税方式か社会保険方式か」や「年金記録未統合問題」などを要約したもの、また必要に応じてセンター試験の社会保障関連の出題例などの資料～を活用する場合があります。

それでは授業展開例と教材資料などを具体的に紹介しましょう。

- 1) 挨拶・趣旨説明…自己紹介の中で、年金受給者としての私の体験的なわかりやすい説明をすすめながら、気軽に質問を促す。
- 2) 事前のアンケート…クイズ形式のもの、年金についての予備知識をチェックする。
- 3) ワークシート…()内に解答を記入する。感想文なども記述して後日提出する。
- 4) まとめ…質疑応答、事後アンケートの提出(事務局が集計)。

備考…副読本については、各都道府県の社会保険事務局に請求することができます。併せて教師用・公

的年金制度の手引も必要部数を申し出れば送付してくれ
ます(年金教室関連の諸経費は一切不要です)。なお、社会保
険庁作成・公的年金制度のパワーポ

イントも活用できますが、私は模造紙(写真参照)やポ
スターなどを準備してアナログスタイルでやっています。

(4) 事前のアンケート例(年金クイズ・解説付き)

「年金教室」への動機付けに活用するとよいと思います。

次の問が正しいと思う場合は、「1. はい」に、誤っていると思う場合は「2. いいえ」に○印をつけて下さい。

① 年金は社会保障制度のひとつである

{ 1. はい 2. いいえ 3. わからない }

社会保障制度には、「社会保険」、「社会福祉」、「公共扶助」及び「公衆衛生」があります。このうち「社会保険」には、「医療保険」、「年金保険」、「雇用保険」、「労災保険」、「介護保険」等があります。

② 年金は日本国内に住む 20 歳から 60 歳未満のすべての人が入る義務がある

{ 1. はい 2. いいえ 3. わからない }

日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の方は全て国民年金に加入することになっています。国民年金の加入者は次の 3 つに分かれています。

- ・ 自営業者、農業や漁業に従事している方を「国民年金の第 1 号被保険者」といいます。
- ・ 会社や役所などに勤め、厚生年金保険や共済組合に加入している方を「国民年金の第 2 号被保険者」といいます。
- ・ 第 2 号被保険者の被扶養配偶者を「国民年金の第 3 号被保険者」といいます。

③ 年金をもらえるのは年をとったときだけである

{ 1. はい 2. いいえ 3. わからない }

年金は老後のためだけではなく、若い人達であっても受けられる場合もあります。

- ・ 思わぬ事故で病気やけがにより障害が残ったときには、本人に「障害年金」が支給されます。
- ・ 一家の働き手が亡くなったときには、残された遺族に「遺族年金」が支給されます。

④ 年金のしくみは「世代と世代の支え合い」になっている

{ 1. はい 2. いいえ 3. わからない }

年金は老齢、障害及び死亡という事故に備えてあらかじめ保険料を負担し、これらの事故がおきたときに年金を受け取るというものですが、現役で働く世代が現在負担している保険料で高齢者世代が受け取る年金の費用が賄われており、「世代と世代の支え合い」の仕組みをとっています。

⑤ 年金の費用はすべて税金である

{ 1. はい 2. いいえ 3. わからない }

年金の費用は加入者が負担する保険料と国庫負担(税金)で賄われています。現在は受給者が受け取る基礎年金の費用のうち 3 分の 1 が税金です。

⑥ 受け取る年金は納めた年数と金額によって決まる

{ 1. はい 2. いいえ 3. わからない }

老齢基礎年金は 20 歳から 60 歳まで 40 年間保険料を納めると年額 792,100 円(平成 19 年度額)が受け取れます。例えば 30 年間だけ納めた場合の年金額は 594,100 円です。

また、障害基礎年金や遺族基礎年金は、事故が発生したときに、加入していた期間の 3 分の 2 以上の期間について保険料を納めていなければ受け取ることができません。

(5) ワークシート例 (解答付き)

() 内は生徒が記入する。副読本も参照しながら説明する。() は必要に応じて増やすなどしてご活用ください。

<年金教室……公的年金制度のはなし>

君たちが将来、(高齢者) にならない為に!

～正しい知識・理解を身につけて社会に巣立ってほしい～

() 内、各自記入する!

① 20歳から全員が加入・60歳まで

(国民年金法) = 国民年金法

若者にも決して無縁ではない……病気や怪我などで働けなくなった時の年金もある～約6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活

② 世代と世代の支え合い

(世代間扶養) = 基本的理念

社会全体で高齢者を支える……現役世代にとっても生活する上で不可欠なもの～“情けは人の為ならず”，自助努力

③ 国の責任で運営している

(社会保険制度) = 憲法第25条

年金制度は、日本経済社会が存続する限りつぶれることはない……保険料の払い損もありません～基礎年金の1/3 (1/2になる予定) が国の負担(税金)

公的年金制度がなかったら…



だから…

社会全体で力をあわせて助け合うという「公的年金制度」の仕組みが必要不可欠です。
年 組 () 氏名 []

20歳になる前に知っておきたい年金のはなし

<1> 公的年金制度とは? (副読本 p.4 参照)

- (1) 国が責任を持って運営する高齢者の ⇒ (基礎年金の給付)
- (2) 現役世代が高齢者の老後の生活を支える ⇒ (世代間扶養)
- (3) 全ての国民が対象となる ⇒ (国民年金)

① 公的年金制度は、社会保障制度の一つとして (社会保険) をとっている。

加入者が納める保険料と国庫負担(税金)を組み合わせている。

② 年金の財源(年金給付の費用)は共同負担、社会全体で支えている。

※加入者が納める保険料(厚生年金・共済年金は事業者が半額負担)

+ 国庫負担(税金 1/3負担から 1/2負担へ)

△年金受給世代(65歳以上)

⇒ (約 2680 万人) (平成16年)

△現役世代(20歳以上65歳未満)

⇒ (約 7731 万人) (平成16年)

③ 今、高齢者世代1人を現役世代 3.2 人で支えている。これが、45年後には高齢者世代1人を現役世代 (1.4人) で支えることになる。

④ 年金の役割 (副読本 p.10 参照)

◎ 現役世代の生活の安心

↑

◎ 高齢者の生活の安心 = 高齢者の生活の基盤

・ 高齢者の6割が年金の収入だけで生活

・ 収入の7割が年金

・ 国民の5人に1人が年金受給

・ 地域経済の2割を支える

・ 年金総額は46兆円

= 社会保障給付費(年金, 医療, 福祉等)の53.1%

<2> 公的年金制度の原点は? (教科書参照)

- (1) 恩給制度(1874)～極貧者の救済・天皇の恩恵として 恤救 制度
- (2) 労働者年金保険法(1942)～厚生年金保険法(1954全面改正)
- (3) 憲法第25条……社会保障制度の義務(1947)～国民皆保険(1961)

[憲法第 25 条]⇒[社会保障制度]⇒[社会保険制度]⇒[年金保険]			
[生存権] ①全ての国民は文化的で最低限度の生活を営む権利を有する。 ②国は全ての生活部面について社会福祉・社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。	① (社会福祉) ②公的扶助 (生活保護) ③社会福祉 ④公衆衛生・医療	a. (社会保険) b. 医療保険 c. 介護保険 d. 雇用保険 e. 労災保険	ア. (社会保険) イ. 厚生年金 ウ. 共済年金 国家公務員 地方公務員 私立学校教職員

〈3〉 どうなる少子高齢化の影響は？ (副読本 p. 2 参照)

(1) 平均寿命 (平均余命) の推移

Q1. 日本人の寿命, 5 年連続更新

(0 歳における平均寿命)

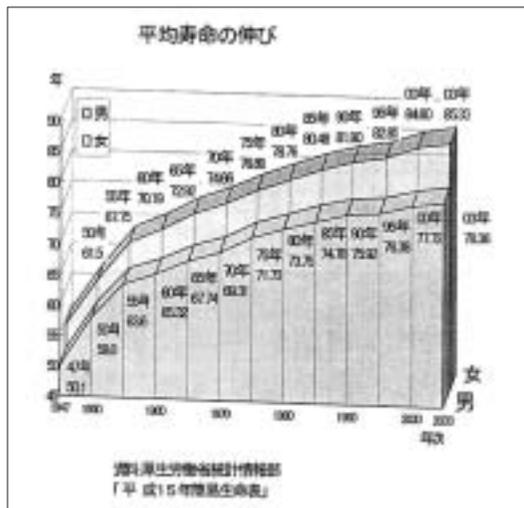
女性 = (85.81) 21 年連続世界一

男性 = (79.09) 世界 2 位から 4 位へ

(05 年厚生労働省・簡易生命表による)

※平成 62 年推計

女性 89.22 歳 男性 80.95 歳



Q2. 100 歳以上の人口は？ (平成 16 年)

～ 3 択～

- ① 5,500 人
- ② 10,222 人
- ③ 23,038 人

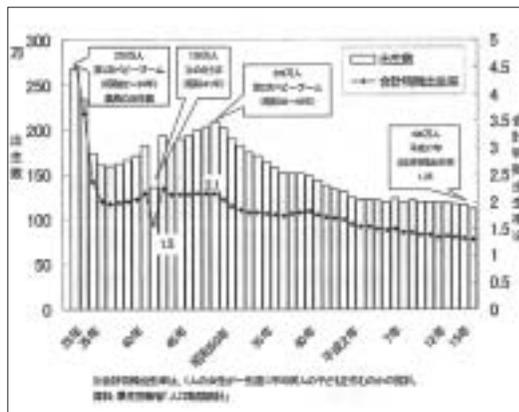
Q3. 高齢化 (65 歳以上) のスピードは？

2000 年 17.4 %
 2004 年 19.5 %
 2050 年 35.7 %

65 歳以上の人口の割合

フランス 100 年, スウェーデン 85 年,
 日本は？ (2050) 年

(2) 出生数及び合計特殊出生率の推移



① 出生数

第 1 次ベビーブーム 270 万人

第 2 次ベビーブーム 209 万人

平成 15 年 112 万人

平成 16 年 111 万人

平成 17 年 (109 万) 万人

※団塊の世代 S 22 年～24 年

② 合計特殊出生率

昭和 24 年 (4.3 人)

昭和 41 年 (2.14 人)

昭和 48 年 (2.14 人)

平成 13 年 (1.33 人)

平成 14 年 (1.32 人)

平成 15 年 (1.29 人)

平成 16 年 (1.29 人)

平成 17 年 (1.29 人)

※東京都 0.98 人

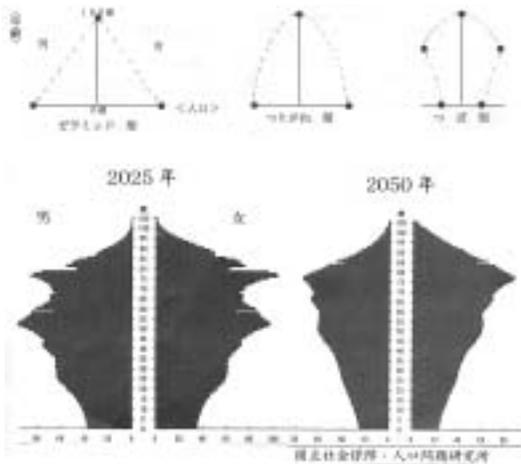
人口維持……2.4 人

人口減少……2.09 人

※人口問題は, 年金制度の最重要課題!

少子高齢化による人口問題は, 年金の財源を左右する。

〈人口動態の特徴〉と 2025 年・2050 年人口推計図 (各自記入する)



〈年金制度の三重苦〉

1. (負担増) …保険料減少
2. (給付減) …年金給付・増加
3. (財源減) …財源減少

〈4〉基礎年金と上乘せ年金の2階建て (副読本 p. 5 参照)

上乘せ年金2階	(厚生) 年金 (養老) 年金 サラリーマンや公務員は、国民年金にも自動的に加入する		
基礎年金1階	(国民) 年金 (基礎年金) 全ての国民が加入する		
	(自営業者や学生など) 第1号被保険者	サラリーマン 第2号被保険者	(第2号被保険者の被扶養配偶者) 第3号被保険者

- (1) 昭和36年～自営業者を対象とした国民年金制度創設 = (国民年金)
 - ・サラリーマンの被扶養配偶者や学生は任意加入とされていた。
- (2) 昭和61年～国民年金を全ての国民に共通の年金, (国民年金) を支給する制度へ再構成。任意とされていたサラリーマンの被扶養配偶者を含めた全ての国民が加入する。
 - ※サラリーマンや公務員は同時に2つの年金制度に加入することになった。
 - ※学生は平成3年にそれまでの任意加入から強制

加入へ。

※平成12年に学生納付特例制度ができ、社会人になってから保険料を納入。

(3) 国民年金 (基礎年金) の加入者の保険料等

被保険者の区分	手続き	保険料
第(1)号被保険者 (自営業者・学生など)	区市町村役場に自分で手続き	(自分で納付) (月額14,100円) (平成29年度16,900円に固定)
第(2)号被保険者 (サラリーマン・公務員)	事業主が手続き	(給料から天引き) 14.642% 所得比例・労使折半 (平成29年度18.3%に固定)
第(3)号被保険者 (第2号被保険者の被扶養配偶者, 年収130万円未満)	第2号被保険者の勤務先経由で届出	厚生年金・共済年金の各制度から支払われるので納付しなくてよい

※平成29年度における第1号被保険者の保険料は、平成16年度試算によるものであり、今後、変動する場合があります。

〈5〉年金の給付は大きく分けて3種類 (副読本 p. 7～8 参照)

- (1) 老齢年金 国民年金から→老齢基礎年金
厚生年金から→老齢厚生年金
65歳になると国民年金から「老齢基礎年金」が支給される。40年間保険料を納めると年金額は (772,100) 円 (月額66,008円)。保険料を納めた期間が短ければ受け取る年金額も少なくなり、その期間が25年に満たないときには年金が受け取れない。厚生年金に加入している場合は、「老齢厚生年金」が上乘せされる。
- (2) 障害年金 国民年金から→障害基礎年金
厚生年金から→障害厚生年金
病気やけがで障害が残ったとき、国民年金から「障害基礎年金」が支給される。厚生年金に加入している場合は「障害厚生年金」が上乘せされる。20歳前の障害に対しても20歳から支給される。
- (3) 遺族年金 国民年金から→遺族基礎年金
厚生年金から→遺族厚生年金
一家の働き手が亡くなったとき、国民年金から「遺族基礎年金」が支給される。亡くなった人が厚生年金に加入している場合は「遺族厚生年金」が上乘せされる。

〈6〉老後にもらえる年金はどのくらい？（副読本 p.9 参照）

国民年金だけに加入していたケース （定額）

保険料を40年間納めた場合、65歳から月額66,008円の老齢基礎年金が受け取れます。

例えば、夫婦とも40年間保険料を納めると

夫：老齢基礎年金 月額 66,008円

妻：老齢基礎年金 月額 66,008円

夫婦合わせて（132,016）円

厚生年金の加入期間があるケース （所得比例）

65歳から老齢基礎年金と合わせて、老齢厚生年金が受け取れます。老齢厚生年金の金額は加入期間の長さや給料によって個人差がありますが、標準的なケースでは月額100,576円です。

例えば、厚生年金に40年間加入している夫と専業主婦の妻の場合

夫：老齢基礎年金 月額 66,008円

老齢厚生年金 月額100,576円

合計（166,584）円

妻：老齢基礎年金 月額 66,008円

夫婦合わせて（232,592）円

なお、この年金額は平成18年度価格であり、実際は、今後の賃金や物価の状況などに応じて変化（スライド）することになっています。

〈7〉20歳になったら国民年金に加入義務！（副読本 p.12参照）

(1) 区市町村役場で加入手続きを～自分の責任で
⇒国民年金担当窓口へ

20歳になる前から就職して会社に勤める人は、厚生年金や共済組合に加入するので、同時に国民年金の第2号被保険者になる。⇒手続きは事業主が行う。

(2) (国民年金法) ～在学期間中の保険料納付を猶予する制度

大学・短期大学・各種専門学校等の在學生……

20歳以上、本人の前年所得が118万円以下の者

※申請は、区市町村役場の国民年金担当窓口へ

※納付の猶予期限は10年間であり、追納がなければ年金額に反映されない。

(3) 若年者納付猶予制度～20歳台で保険料が収められない場合

失業等で低所得の若年者……制度上、設けられ

ている免除制度では、連帯納付義務者である世帯主（親）の所得を含めて審査しますが、この制度では本人（婚姻していれば配偶者を含む）の所得で審査する。

※申請は、区市町村役場の国民年金担当窓口へ
※納付の猶予期限は10年間であり、追納がなければ年金額に反映されない。

※保険料の納め方～「国民年金保険料納付案内書」により

銀行・信用金庫・コンビニエンスストア等の窓口で、また、インターネットによる電子納付・口座振替等で納付できる。前納制度……まとめて納付（割引き）制度もある。

〈8〉年金は「払い損」になるか？（副読本 p.15参照）

年金制度は「世代間扶養」の仕組みなので、個人の損得勘定でみるべきではないが、一定の前提のもと、保険料と年金の関係を試算したものである。

国民年金

1985年生まれ（20歳）～（保険料負担1200万円）
（年金給付2100万円）＝（約 1.7 倍）

厚生年金

1985年生まれ（20歳）～（保険料負担3300万円）
（年金給付8500万円）＝（約 2.6 倍）

※厚生年金モデル世帯～平均的な賃金・40年間加入、妻40年間専業主婦の世帯で、夫婦二人の基礎年金と夫の厚生年金の合計、（計算の前提は、60歳の平均余命まで生存した場合を標準としている。）

単純な損得論で判断することはできない社会保険制度のひとつです。公的年金制度のない社会へ逆戻りすることはできないと思います。

みんなの力でこの制度を守り、安心して暮らせる社会を維持するために社会全体の協力が必要です。

年金教室（公的年金制度）～受講の感想など記入する。

氏名（ ）

(6) 年金についての質問例 (解説付き)

以下の質問事項は、恵泉女学園高等学校の年金教室による資料です。年金制度の仕組みを身近な感覚

で理解しやすいと思います。

解説は東京社会保険事務局の専門官によるものです。

◆広瀬先生への個人的な質問◆

- ① 広瀬先生は、今どれくらい年金をもらっておられますか。その年金でそのような生活をおられますか。また、1日のスケジュールはどのようなものですか。
- ② 広瀬先生は現役時代、月給はいくらぐらいでしたか。今、だいたいその何割ぐらい年金を受け取っておられますか。
- ③ 年をとるにつれて、けがや病気等が多くなると思いますが、今もらっている年金のうち医療費の割合はどのくらいですか。
- ④ 年金生活の中で、広瀬先生の贅沢とは何ですか。趣味などをやる余裕はありますか。

◆年金制度に対する質問◆

e. 年金はどのように手元に来るのですか。

年金の支払は2ヶ月に一度偶数月に、本人が指定する銀行の預金口座に振り込まれます。

f. 20歳から年金を納めなかった場合、途中から納めることはできますか。

国民年金には20歳から60歳まで加入し、保険料を支払わなければなりません。途中から納めることもできますが、過去分の保険料は2年間しかさかのぼれません。

g. 学生納付特例制度の申請はどうしたらいいのですか。

住所地の区市町村の国民年金窓口で申請手続きを行います。手続の際には、年金手帳、印鑑、学生証が必要です。

h. 学生納付特例制度を利用して、就職してから学生時代の分を納付した場合、保険料の金額は同じですか。

納付する時期によって金額が異なります。学生納付特例制度が認められた年度の翌年度と翌々年度内に納める場合は、保険料の金額は変わりませんが、3年度目以降に納める場合は、当時の保険料に一定の額が加算された金額を納めることになります。

(平成19年度に追納する場合)

平成12年度の月分	15,070円	(当時の保険料13,300円)
平成13年度の月分	14,500円	〃
平成14年度の月分	13,940円	〃
平成15年度の月分	13,740円	〃
平成16年度の月分	13,540円	〃
平成17年度の月分	13,580円	(加算なし)
平成18年度の月分	13,860円	〃

i. なぜ、年金を国民・厚生・共済と3種類に分けているのですか。全員同じにすれば、いいのではないのでしょうか。

日本の年金制度は、職域ごとに制度がスタートしたため3種類に分かれています。今後平成30年度までに厚生年金と共済年金を一つにすることになっています。国民年金を含めて一つにすることは検討事項とされています。

j. 職業が途中で変わったとき、年金はどうなるのですか(主婦から会社員などの場合)。

専業主婦は国民年金に加入しますが、会社員になると厚生年金に加入します。

k. 国民年金の保険料が毎年、280円ずつ上がっているのは、どうしてですか。

今後、日本は急速に少子高齢化が進んでいくと予想されており、現在3.4人で1人の高齢者を支えています。2025年には1.9人で1人の高齢者を支えていくことになります。

これまでは、5年に一度、年金の給付水準を設定し、そこから将来必要な保険料水準を設定する仕組みをとっており、2031年には将来の保険料が1か月あたり29,500円となるとの予測が出ました。このため、給付と負担を見直して、将来の保険料水準の上限を定め、最終的に、16,900円を上限として設定し、保険料の金額を引き上げていくこととなりました。(いずれの金額も平成16年当時の水準。物価や賃金上昇などの経済状況により変わる可能性あり)

l. 少子化の時代になっていくと、今より保険料は上がりますか。

世帯間扶養を基本とする年金制度においては、人口の少子高齢化に伴って、今後保険料が増加することは避けられませんが、高齢者の年金給付水準についても見直しを行い、それに応じて将来の現役世代の保険料負担の増加を抑制してきていますし、また、一定の積立金を保有し、その運用収入を充てることで将来世代の負担が大きくならないよう配慮しています

m. なぜ、年金を払わない人がいるのですか。

所得(収入)が少ないなど、様々な理由が考えられると思います。

n. 年金は払うものともらうのでは、どちらの方が多いですか。

平均寿命まで生きるとすると、受け取る方が多くなります。
 なお、平成16年当時、生まれた方が20歳から60歳まで負担する保険料の総額は1600万円(物価や賃金上昇などの前提)、受け取る年金総額は2600万円となり、支払った保険料の約1.7倍の年金が受け取れるとの試算が出ています。

o. 国民年金を納めた妻と、厚生年金も納めた夫が離婚したら、それぞれ自分の納めた分の取り分しか年金をもらえないのですか。

夫婦の婚姻期間のうち、厚生年金に加入していた期間は最大50%の割合で妻と夫で分割することができます。

◆遺族年金・障害年金について◆

p. 遺族年金は、月にいくらくらいもらえますか。

◎厚生年金に加入している夫が亡くなったとの前提で説明します。
 (残された遺族が妻と子1人の場合)
 遺族基礎年金と遺族厚生年金が受けられます。
 遺族基礎年金は792,100円(年額)ですが、子が1人いるので227,900円が加算され、合計で1,020,000円が受けられます。
 一方、遺族厚生年金は夫が受け取る老齢厚生年金の4分の3の金額になりますが、老齢厚生年金は夫が厚生年金に加入していた期間や納めた保険料の金額によって異なります。例えば、夫の老齢厚生年金が1,200,000円(年額)とすると、900,000円が遺族厚生年金の金額になります。合計すると1,920,000円となり、月額160,000円が遺族年金の金額となります。

q. 障害年金は、障害のレベルによってどのくらい金額が変わりますか。

障害年金には障害の重さによって1級から3級に分かれています。
 1級と2級の場合は、障害基礎年金と障害厚生年金が受けられます。1級の障害基礎年金は990,100円、2級は792,100円です。(いずれも年額)
 障害厚生年金は、夫が厚生年金に加入していた期間や納めた保険料の金額によって異なりますが、1級の金額は2級の金額に比べて1.25倍になります。なお、3級の場合は障害厚生年金のみが受けられます。この金額は2級の金額と同じです。

◆最近の年金問題について◆

r. 年金問題が最近話題になり、国民から徴収したお金を役人が着服したり、納めたのに記録されていないといったことが報道されていますが、そのことについて、どう思いますか。

保険料の着服や年金記録を正しく記録されていないといった問題は、本来あってはならないことです。国民の皆様には大きなご不安とご心配をおかけしたことを、社会保険庁職員一同深く反省しています。

s. 今後、このような問題が生じた場合、対策はなされているのでしょうか。

チェック体制を強化するなど再発防止に努めています。

◆海外との関係◆

t. 海外で生活している日本人が20歳になった時、彼らにも年金の通知はきますか。

国民年金には、日本に住所のある20歳から60歳までの方が加入することになりますので、20歳のときに日本に住所がなければ通知されません。

u. 日本国籍を持つ外国人は年金をもらえますか。

外国人の方も日本に住所があれば国民年金に加入することになりますので、保険料を納付することによって年金が受けられます。

v. 他先進国の年金制度はどのようになっていますか。日本が参考にできるような国はありますか。

別添「年金制度の国際比較」を参照。

各国とも自国の社会環境に適応した年金制度を設計していると思いますので、どの国が参考になるとは一概に言えません。

◆将来への不安と対策◆

w. 少子化がどんどん進んでいくと、私たちは20歳から年金の保険料を払ったとしても、65歳になってから年金を受け取れないのではないのでしょうか。

年金は65歳から受け取れます。支給開始年齢の引上げなどの可能性はあります。

x. 今後、年金制度が大きく変るようなことはあるのでしょうか。

年金制度はその時々々の社会状況によって変る可能性はあります。

y. どうしたら、たくさん年金がもらえますか。

決められた保険料を支払うほかに、付加保険料(1月 400円)を支払うことによって、65歳に老齢年金を受け取る時に、あわせて付加年金が受け取れます。年金額は、200円×納付した月数で計算します。

また、厚生年金基金(企業年金)や国民年金基金など年金を増やす会社や個人単位で加入する年金もあります。

z. 今、私たちが知っておくべき、最低限の年金の知識は何ですか。

- ・国民年金には20歳から加入して保険料を納める
- ・会社で働く人は、20歳前でも厚生年金に加入する
- ・学生は学生納付特例制度が利用でき、10年間納付を猶予することができる。不慮の事故で障害が残ってしまった場合、障害基礎年金が受けられる。

(7) おわりに

あれもこれもとため込んだ資料の中から、家庭科担当の先生方に、どんな情報を提供したらよいか、ずいぶんと迷いました。

日々、多端な教育活動の中で年金教育だけに意を注いではいけないのですから、すぐにでも活用できる情報・資料をご紹介しますつもりです。少しでもお役に立てば幸いです。

年金問題は、家族・福祉そして人口問題等、社会・経済のあり方のすべてに関わる具体的な教材になり得ますと、担当されている現場の先生のお声を聞いたことがあります。しかしながら、公的年金・社会保険の分野は5年ごとの制度改正があり、同時に急速な少子高齢化の影響を受けて制度変更が繰り返されています。だからこそもっとも基本的な理念や仕組みなどの知識・理解を優先して学習させてほしいと思います。そうすれば、生徒達も自ずとテレ

ビや新聞等のニュースにも関心を寄せ、進んで新しい知識や判断材料を身につけることになるでしょう。

それにしましても、日本の年金問題は政局がらみの対応が目につきすぎます。誰しも年金改革は必至の情勢にあると思っております。願うべくは政争の具にすることは慎んでほしいのです。

「スウェーデンの年金改革に学べ!」の記事をよくみかけます。政党を超えて年金問題にとりくんで、国民の納得のいく成果を示してほしいものだと願わずにはられません。

おわりに、複雑で専門性が高い年金問題でありますので、カリキュラムの調整をはかりながら年金教育推進員(各都道府県の社会保険事務局に相談・依頼されたい)と協力の場をつくって年金教室を実施する方法もお考え下さるよう申しあげて筆を置きます。ありがとうございました。